

お知らせ

申請者各位

令和元年 10 月 1 日
経 済 産 業 省
農 水 産 室

平成 31 年度の関税分類番号(HS コード)の改正に伴う 水産物の輸入割当て(IQ)について

平素より、水産物の輸入割当て制度について御協力いただき、誠にありがとうございます。

平成 31 年 3 月 28 日付けで当室から発出した文書(お知らせ)により、平成 31 年 4 月 1 日より、「こんぶ調製品」、「無糖の味付けのり」、「のりの調製品」の関税分類番号(HS コード)が改正されたことをお知らせしました。

今般、HS コードを追加する等の告示(輸入公表)の改正を行うこととしておりますので、修正箇所等につきお知らせいたします(別紙参照)。

当該改正告示(輸入公表)の施行日(令和元年 10 月下旬公布・施行予定(注))以降は、本お知らせに基づき輸入割当て証明書の申請又は輸入割当て証明書の内容変更について、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

(注) 改正する告示(輸入公表(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和 41 年通商産業省告示第 170 号)))については、10 月 18 日(金)公布(官報掲載)、10 月 25 日(金)施行に向けて準備中ですが、変更になる可能性があります。(施行日が確定しましたら、その旨を当省ホームページでお知らせいたしますので、ご確認ください)。

修正する HS コード(詳細は別紙のとおり)

○ こんぶ調製品の HS コード

- ① 「2001・90」、「2008・97-2」、「2103・90」を追加

○ 無糖の味付けのりの HS コード

- ② 「2008・99-2-(2)-B-(d)」を「2008・99-2」に修正
③ 「2008・97-2」を追加

○ のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）の HS コード

- ④ 「2008・99-2-(1)-B-(c)」を「2008・99-2」に修正
- ⑤ 「2001・90」、「2008・97-2」、「2103・90」を追加

- ・ HS コードが「2001・90」、「2008・97-2」、「2103・90」の貨物について、平成31年4月1日から改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）【予定】）の間に輸入通関した数量は、今後の「こんぶ調製品」、「無糖の味付けのり」及び「のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）」の輸入発表における申請資格に係る要件である輸入通関実績（消化実績）には含まれませんので、ご注意ください。
- ・ 改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）【予定】）より前に交付した輸入割当証明書であって内容変更が必要ないものについては、改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）【予定】）以降、当該輸入割当証明書の修正（HSコードの内容変更）は不要です。
- ・ ただし、改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）【予定】）以降、輸入割当証明書を申請する場合や輸入割当証明書の内容変更を行う場合は、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 輸入割当証明書の申請について

（1）電子申請による輸入割当証明書の申請の場合

改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）【予定】）以降に輸入割当証明書を電子申請する場合、同日から改正後の新 HS コードが自動で表示されます。

（2）紙申請による輸入割当証明書の申請の場合

改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）【予定】）以降に輸入割当証明書を紙申請する場合、申請書には新 HS コードを記載していただきますようお願いいたします（記載例：別添1 参照）。

2. 内容変更する場合の対応について

（1）電子申請により取得した輸入割当証明書の内容変更をする場合

改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）【予定】）より前に交付した輸入割当証明書について、改正告示の施行日（令和元年10月25日（金）

【予定】）以降に当該証明書の内容変更の申請をする場合は、関税率番号欄は空欄のままにし、新 HS コードを備考欄に記載していただきますようお願いいたします（記載例：別添 2 参照、「1. 関税率表の番号等を〇〇〇（新 HS コード）に変更。」）。

（2）紙申請により取得した輸入割当証明書の内容変更をする場合

改正告示の施行日（令和元年 10 月 25 日（金）【予定】）より前に交付した輸入割当証明書について、改正告示の施行日（令和元年 10 月 25 日（金）

【予定】）以降に当該証明書の内容変更の申請をする場合は、関税率番号欄の旧 HS コードを二重線で訂正した上で、新 HS コードを記載していただきますようお願いいたします（記載例：別添 3 参照）。

また、内容変更承認申請書においては、「2 変更の内容」の変更後の内容欄に本改正による HS コード変更の記載は不要です（別添 4 参照）。

<問合せ先>

経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 農水産室
水産班

TEL：03-3501-0532

FAX：03-3501-6006

(別紙)

■こんぶ調製品

現行（平成 31 年 4 月 1 日以降）		改正後（改正告示の施行日（令和元年 10 月 25 日（金）【予定】）	
関税率表の 番号等	品目	関税率表の番号等	品目
1212・21-3 2008・99-2	こんぶ（ボイル後塩蔵したものに限る。） こんぶの調製品	1212・21-3 <u>2001・90【追加】</u> <u>2008・97-2【追加】</u> 2008・99-2 <u>2103・90【追加】</u>	変更無し

■無糖の味付けのり

現行（平成 31 年 4 月 1 日以降）		改正後（改正告示の施行日（令和元年 10 月 25 日（金）【予定】）	
関税率表の 番号等	品目	関税率表の番号等	品目
2008・99-2- (2)-B-(d)	無糖の味付けのり	<u>2008・97-2【追加】</u> <u>2008・99-2【修正】</u>	変更無し

■のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）

現行（平成 31 年 4 月 1 日以降）		改正後（改正告示の施行日（令和元年 10 月 25 日（金）【予定】）	
関税率表の 番号等	品目	関税率表の番号等	品目
2008・99-2- (1)-B-(c)	のりの調製品（焼きのりを含み、無糖の味付けのりを除く。）	<u>2001・90【追加】</u> <u>2008・97-2【追加】</u> <u>2008・99-2【修正】</u> <u>2103・90【追加】</u>	変更無し

輸入割当申請書の記載要領

1. 申請者名(会社名)、住所、電話番号、記名押印又は署名(代表者の氏名と代表者印(会社の実印として法務局に登録しているもの)の押印)、資格(代表取締役などの代表者の役職)、申請年月日を記入してください。
2. 「△輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項」と「承認」に二重線を引いてください。

3. 申請者の方に記入していただくのは「I 申請の明細」のみです。

「1 関税率表の番号等」及び「2 商品名」は各輸入発表の1に記載されている番号及び商品名を全て記入してください。

「3 型及び銘柄」は何も記入しないでください。

「4 原産地」及び「5 船積地域(船積港)」には輸入する貨物の原産地及び船積地域を国名で記入してください。太平洋種にしん及び大西洋種にしんの場合のみ船積地域に国名と船積港を記入してください。

商社割当て(A1・A2)及び需要者割当ての申請において、複数の原産地及び船積地域からの輸入を予定している場合は「etc.」の記載も可能です。「etc.」のみは不可。(例)「国名, etc.」(なお、品目によって原産地が制限されている場合がありますので、各輸入発表をご確認ください。)

「数量及び単位(金額)」に申請する数量又は金額と単位を記入してください。単位(KG、MT、枚、US\$)については各輸入発表の記載をご確認ください。

「総額(US\$)」は何も記入しないでください。

※ 両面印刷にし、表面の

別表第一 T2010

供託法規 輸入貿易管理規則
主務官庁 経 済 産 業 省

輸入(承認・割当)申請書

申請者名 _____ 記名押印
又は署名 _____

住 所 _____ 資 格 _____

電話番号 _____ 申請年月日 _____

△輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項
△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項 の規定に基づき申請します。

I 申請の明細

1 関税率表の番号等	2 商品名	3 型及び銘柄	4 原 産 地	5 船積地域(船積港)	数量及び単位(金額)
					総額(US\$)

備 考 _____

II 輸入割当て

改正告示の施行日(令和元年10月25日(金)【予定】)以降は、改正後のHSコードを記載してください。

■こんぶ調製品

現行(平成31年4月1日以降)		改正後(改正告示の施行日(令和元年10月25日(金)【予定】))	
関税率表の番号等	品目	関税率表の番号等	品目
1212・21-3	こんぶ(ボイル後塩蔵したものに限る。)	1212・21-3	変更無し
2008・99-2	こんぶの調製品	2001・90【追加】	
		2008・97-2【追加】	
		2008・99-2	
		2103・90【追加】	

■無糖の味付けのり

現行(平成31年4月1日以降)		改正後(改正告示の施行日(令和元年10月25日(金)【予定】))	
関税率表の番号等	品目	関税率表の番号等	品目
2008・99-2-(2)-B-(d)	無糖の味付けのり	2008・97-2【追加】	変更無し
		2008・99-2【修正】	

■のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)

現行(平成31年4月1日以降)		改正後(改正告示の施行日(令和元年10月25日(金)【予定】))	
関税率表の番号等	品目	関税率表の番号等	品目
2008・99-2-(1)-B-(c)	のりの調製品(焼きのりを含み、無糖の味付けのりを除く。)	2001・90【追加】	変更無し
		2008・97-2【追加】	
		2008・99-2【修正】	
		2103・90【追加】	

別表第二

輸入割当内容訂正申請

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

申請者名 株式会社●●●●

氏名 ●● ●●

住 所 東京都●●●区●●● ●-●-●

資格 代表取締役

電話番号 03-●●●●-●●●●

申請年月日 2019/11/25

I 輸入の承認・輸入割当ての明細

1 関税率表の 番号等	2 商 品 名	3 型及び 銘柄	4 原 産 地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位 (金 額)
2008・99-2(1)- B-(c)	のりの調製品（焼きのりを含み、無糖の味付けのりを除く。）		R. OF KOREA	R. OF KOREA	●,●●●,●●● 枚
					総額 (US\$)
備 考	[当該備考欄に下記のとおり、改正後のHSコードを記載ください（別紙1 参考）] (記載例) 「のりの調製品」の場合：「1. 関税率表の番号等を2001・90、2008・97-2、2008・99-2、2103・90に変更」				

II 輸入割当て

割当数量及び単位 (割当額)	証明書番号
●,●●●,●●● 枚	期間満了日 ****

上記 I の輸入は、 輸入貿易管理令第9条第1項

の規定に基づき、II の数量及び単位を 次の条件を付して割当てる。

経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定
上記「I 輸入割当ての明細」欄中 1 2 4 の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。 全形(面積が430平方センチメートル以下のもの)を1枚とする。全形以上の大きさのもの又は裁断しているもの場合は、当該のりを全形に換算した枚数、塊状のもの等紙状でないもの場合は、当該のりを3gあたり全形1枚に換算した枚数とする。この輸入割当証明書により輸入できる貨物は、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全貨物の輸入が輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による承認を受ける義務が課されている期間中においては、北朝鮮以外の国又は地域を船積地域とするものに限る。

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号
承認番号 延長後有効期間満了日
有効期間満了日

上記 I の輸入は、

の規定に基づき

条 件

経済産業大臣の記名押印（輸入割当て）	経済産業大臣又は税関長の記名押印（輸入の承認）
日 付	日 付
資 格	資 格
記名押印	記名押印

別表第一
T 2010

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

輸入 (承認・割当) 申請書

申請者名 経済産業株式会社 記名押印
又は署名 経済 太郎住 所 東京都千代田区霞ヶ関1 3 1 資 格 代表取締役電話番号 03 3501-●●●● 申請年月日 平成31年4月1日次の △輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項
△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項 の規定に基づき申請します。「のりの調製品」の場合は、
2001・90
2008・97-2
2008・99-2
2103・90 と記入してください。

I 申請の明細

1 関税率表の 番号等	2 商 品 名	3 型及び銘柄	4 原 産 地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位 (金 額)
2008・99-2-(1)- B-(c)	※のりの調製品(焼きのり を含み、無糖の味付けのり を除く。)※	■こんぶ調製品			
		現行（平成31年4月1日以降）		改正後（改正告示の施行日（平成31年10月25日（金）【予定】）	
備 考		関税率表の	品目	関税率表の番号等	

【注】改正告示の施行日(令和元年10月25
日(金)【予定】)以降に内容変更する輸
入割当証明書については、改正後のHSコー
ドを記載してください。
なお、1 関税率表の番号欄に記載できな
い場合は、備考欄に新HSコードを記載し
てください。

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第9条第1項の規定

現行（平成 31 年 4 月 1 日以降）		改正後（改正告示の施行日（令和元年 10 月 25 日（金）【予定】）	
関税率表の 番号等	品目	関税率表の番号等	品目
1212・21-3	こんぶ（ボイル後塩蔵したものに限る。）	1212・21-3	変更無し
2008・99-2	こんぶの調製品	<u>2001・90【追加】</u> <u>2008・97-2【追加】</u> 2008・99-2 <u>2103・90【追加】</u>	

※経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間

上記「I 申請の明細」欄中 1212 21-3

■無糖の味付けのり

現行(平成31年4月1日以降)		改正後(改正告示の施行日(令和元 年10月25日(金)【予定】))	
関税率表の 番号等	品目	関税率表の番号等	品目
2008・99-2- (2)-B-(d)	無糖の味付けのり	2008・97-2【追加】 2008・99-2【修正】	変更無し

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号

■のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)

現行(平成31年4月1日以降)		改正後(改正告示の施行日(令和元 年10月25日(金)【予定】))	
関税率表の 番号等	品目	関税率表の番号等	品目
2008・99-2- (1)-B-(c)	のりの調製品(焼きのりを含 み、無糖の味付けのりを除 く。)	2001・90【追加】 2008・97-2【追加】 2008・99-2【修正】 2103・90【追加】	変更無し

※承認番号
※有効期間満了日

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規

※条 件

経済産業大臣の記名押印(輸入割当て)

日 付

経済産業大臣又は税関長の記名押印(輸入の承認)

日 付

資 格

資 格

記名押印

記名押印

輸入割当証明書内容変更承認申請書

経済産業大臣 殿

令和 年 月 日
申請者住所・氏名
記名押印又は署名

次の輸入割当証明書の内容変更の承認を申請します。

1 輸入割当証明書の内容

- (1) 証明書番号 ○○－(A E)－○○－○○○
(2) 割当年月日 平成 年 月 日

2 変更の内容

原証明書の内容	変更後の内容
(例) 申請者名：△△△ 氏名：△△△ 住所：△△△ 資格：△△△ 電話番号：△△△	(例) 申請者名：◎◎◎ 氏名：◎◎◎ 住所：◎◎◎ 資格：◎◎◎ 電話番号：◎◎◎

3 変更理由

変更せざるを得ない理由を具体的に記載する。

【注】内容変更申請書の上記欄には、今回のHSコード改正に係る記載は不要です。

内容変更承認番号

内容変更承認年月日

申請のあった上記の内容変更については承認する。

経済産業大臣の記名押印

資 格

記名押印